

法人税法

本試験問題

〔第一問〕 問1

問1 内国法人が配当等を受け取った場合の課税上の取扱いに係る次の(1)及び(2)の間に答えなさい。なお、解答に当たって、連結完全支配関係又は通算完全支配関係があった場合の課税関係については触れる必要はない。

- (1) 法人税法第23条の受取配当等の益金不算入制度について、次の①～③の間に答えなさい。
 - ① 非支配目的株式等の意義とその配当等の額の益金不算入割合を答えなさい。
 - ② この制度の適用除外要件について、「短期保有」に係るものと、「自己株式等の取得」に係るものとに分けて、それぞれ答えなさい。
 - ③ 関連法人株式等に係る配当等の額の益金不算入額の計算方法について、その計算に当たり考慮すべき事項を含めて答えなさい。

〔第一問〕 問2

問2 飲食業を営む内国法人である甲株式会社（資本金の額は2,000,000,000円。年1回3月末決算法人。以下「甲社」という。）は、この数年は業績が悪化し、令和3年6月30日に解散することとなり、令和4年10月31日にその残余財産が確定した。この場合における次の(1)～(3)の間に答えなさい。なお、解答に当たって、連結完全支配関係又は通算完全支配関係があった場合の課税関係については触れる必要はない。

- (3) 甲社は、清算による残余財産の分配はなく、未処理欠損金額が残ることとなった。甲社は内国法人である乙株式会社（年1回3月末決算法人。以下「乙社」という。）の全額出資により平成31年4月1日に設立され、その後、全株式は乙社に保有されている。この場合の甲社の残余財産の確定の日の属する事業年度において、乙社における甲社の未処理欠損金額及び甲社株式の譲渡損益の額に関する課税上の取扱いについて、その法的な理由を付して答えなさい。

〔第二問〕

当社（株式会社であり、常時使用する従業員数120名）は、製造業を営む期末資本金70,000,000円及び資本準備金10,000,000円の内国法人であり、設立以来毎期継続して青色申告書を提出している。当社は、毎年3月31日を決算日としていたが、当期において事業年度を変更することとし、令和4年10月25日開催の臨時株主総会の特別決議により、決算日を毎年12月31日に変更した。当社の当期（令和4年4月1日～令和4年12月31日）の法人税の課税関係につき、次の間に答えなさい。

TAC予想問題

●実力完成答練 第4回〔第一問〕

- (1) 受取配当等の益金不算入について、次の①から③の間に答えなさい。
 - ① 完全子法人株式等の意義、関連法人株式等の意義、非支配目的株式等の意義について簡潔に述べるとともに、表中の株式のうち、それぞれに該当するものを挙げなさい（該当するものがない場合には、なし、と記載すること。）。
 - ② 法人税法第23条に規定する受取配当等の益金不算入について、益金不算入及び関連法人株式等に係る利子の額に関する規定を簡潔に述べなさい。

●全国公開模試〔第一問〕 問2

問2 欠損金の制限について、【資料】をもとに、次の(1)～(3)の間に答えなさい。なお、各問はそれぞれ独立した問題であり、相互に関連しないものとして解答すること。

【資料】

- ① B社（年1回3月末決算の株式会社）は平成10年の設立以来青色申告書を提出する、資本金額100万円の内国法人である。B社の近年における各事業年度の未処理欠損金額は次のとおりである。

平成31年3月期	1,950,000円
令和2年3月期	1,690,000円
令和3年4月期	1,250,000円
令和4年3月期	1,560,000円
- ② C社（年1回3月末決算の株式会社）は昭和55年の設立以来行色申告書を提出する、資本金額1億円（株主はすべて個人）の内国法人である。C社は令和2年3月期において、B社の発行済株式の60%を取得し、令和3年3月期に残りの40%を取得し、B社を完全子会社化している。

- (2) 清算中であったB社の残余財産が、令和4年3月31日に確定した場合。
 - ① 残余財産が確定した場合の欠損金の引継ぎ及び欠損金の引継ぎ制限に関する規定を答えなさい。
 - ② C社がB社から引き継ぐことができない欠損金額について、理由もあわせて簡潔に説明しなさい。

●直前予想答練 第3回〔第二問〕 問2

問2 乙株式会社（以下「乙社」という）は、不動産賃貸業を営む期末資本金50,000,000円（資本金等の額は60,000,000円）の内国法人であり、設立以来毎期継続して青色申告書を提出している。乙社は、発行済株式のすべてを内国法人丙株式会社（資本金額は設立以来2億円であり、年1回8月末決算の法人である。以下「丙社」という。）に所有されており、丙社及び乙社は、丙社を通算親法人、乙社を通算子法人として令和4年9月1日からグループ通算制度を採用することとなった。これに伴い、年1回3月末決算の乙社は、経理事務手数を考慮し、決勾期を3月末から8月末へ変更することとなり、適正に手続きを行っている。

次の【資料】に基づき、乙社の当期（令和4年4月1日～令和4年8月31日）について、税務上調整すべき金額（加算・減算の別及び留保・社外流出の別）及びその計算過程を記載しなさい。なお、下記資料に掲載された以外の事項については一切考慮する必要はない。

また、処理方法が複数ある場合には、乙社にとって最も有利となる方法によることとする。

【第二問】

【資料 1】

- (1) 当社は、当期の確定申告により納付することとなる法人税、地方法人税、法人住民税及び法人事業税の見積額として19,800,000円を未払法人税等として、当期の費用に計上している。
- また、当期の確定した決算に基づく当期利益の額は48,200,000円であった。

なお、当社が前期の確定申告に係る修正申告書を提出した日に納付し、当期において損金経理により租税公課に計上した金額は、次のとおりである。

① 前期の修正申告に係る法人税額	278,400円
② 上記①の法人税額に係る延滞税	5,000円
③ 前期の修正申告に係る地方法人税額	28,600円
④ 前期の修正申告に係る法人住民税額	27,800円
⑤ 前期の修正申告に係る法人事業税額	115,100円
⑥ 上記⑤の法人事業税額に係る延滞金	3,000円

【第二問】

【資料 2】

- (1) 当社の当期末における貸借対照表に計上されている外貨建取引に係る資産及び負債は、次のとおりである。また、必要な事項の帳簿書類への記載及び書類等の保存は、全て適正に行われている。

区分	帳簿価額	外貨建の金額	備考
普通預金 b	950,000円	10,000,000ウォン	(注 1)
定期預金 c	9,000,000円	100,000,000ウォン	(注 2)
前渡金 d	510,000円	5,000ドル	(注 3)
買掛金 e	2,120,000円	20,000ドル	(注 4)

(注 1) 国内の金融機関の大韓民国に所在する支店にて開設されたウォン建の普通預金である。

(注 2) (注 1) の支店にて開設されたウォン建の定期預金であり、令和 4 年11月30日に満期が到来したことから、改めて 1 年満期のウォン建定期預金として預け入れたものである。

(注 3) 原材料の売買代金に充てるために仕入先に対してドル建で支払ったものであり、支払日のレートで円換算した金額を期末時の帳簿価額としている。

(注 4) 令和 4 年12月15日にドル建で買掛入れを行ったものであるが、令和 4 年12月 2 日に予約レート 1 ドル＝106円で先物外国為替契約等を締結し、当該予約レートで円換算した金額を期末時の帳簿価額としている。なお、当該買掛金 e の決済日は、令和 5 年 3 月31日であり、また、為替予約差額の一括計上の方法の選定については、届出を行わない。

- (2) 当社の定期預金 c について、令和 4 年11月30日の満期到来時に当該定期預金 c に係る受取利息2,700,000ウォン（当該定期預金 c に係る受取利息3,000,000ウォンから外国税額300,000ウォンが源泉徴収された後の手取り額）を受け取り、普通預金 b に入金している。なお、源泉徴収された外国税額300,000ウォンは、法人税法施行令第141条に規定する外国法人税に該当するものである。

当社は、定期預金 c に係る受取利息を令和 4 年11月30日の為替レートで円換算しており、

【第二問】

【資料 3】

- (1) 当社の当期末における株主及び役員等の状況は、次のとおりである。

氏名等	続柄	役職名	株式保有割合
F	—	代表取締役	28%
G	F の母	専務取締役	20%
H	F の友人	取締役営業担当	5%
I	F の友人	取締役総務部長	5%
J	H の妻	取締役経理部長	4%
K	H の子	営業部長	3%
その他(全て個人株主)	—	—	全て 1% 以下

- (2) 当社の当期における役員に対する定期給与及び定期給与以外の役員給与の決議内容並びに使用人分給及び使用人分宜との支給内容は、次のとおりである。

●直前対策補助問題 第3回 問6

【資料 6】「法人税、住民税及び事業税」に関する事項

- (1) 法人税、住民税及び事業税の総勘定元帳は次のとおりである。

年月日	相手勘定	摘 要	借方	貸方	残高
4.5.27	受取配当金	F 社株式配当 源泉所得税	196,032		196,032
4.8.10	受 取 利 息	預金利息 源泉所得税	1,914		197,946
4.9.30	受取配当金	H 証投信分配金 源泉所得税	183,780		381,726
4.10.1	普 通 預 金	修正申告分 法人税	510,000		891,726
4.10.1	普 通 預 金	修正申告分 法人住民税	65,700		957,426
4.10.1	普 通 預 金	修正申告分 法人事業税	242,500		1,199,926
4.10.1	普 通 預 金	修正申告分 延滞税	5,900		1,205,826
4.10.1	普 通 預 金	修正申告分 過少申告加算税	51,000		1,256,826
4.10.1	普 通 預 金	修正申告分 延滞税	1,300		1,258,126
5.2.15	受 取 利 息	預金利息 源泉所得税	1,721		1,259,847
5.2.28	受取配当金	E 社株式配当 源泉所得税	61,260		1,321,107
5.3.26	受取配当金	G 社株式配当 源泉所得税	36,756		1,357,863

(注) 修正申告分の法人税等は当期に受けた税務調査の結果、前期の申告内容に誤りがあるとの指摘があり検討した結果、指摘を受け入れて修正したものである。

●直前予想答練 第3回【第二問】問1

問 3 次の問いに答えなさい。

- (1) 【資料 3】に基づき、「別表四 所得の金額の計簿に関する明細書」を示しなさい。

- (2) 【資料 1】から【資料 3】に基づき、法人税の納付税額に関する計算を、答案用紙の指示に従って示しなさい。

なお、甲社の当期首現在の利益積立金額は141,320,000円である。なお、甲社は前期末を基準日とする配当は支払っており、当期末を基準日とする配当は150,000,000円を予定している。

また、留保金課税の計算を行う場合の地方法人税の額は5,353,201円とする。

【資料 3】

- (1) 甲社が当期末に有する外貨建資産等は次のとおりである。
- なお、甲社は前期以前に外貨建資産等を有したことはなく、期末換算は法定換算方法により行うものとする。また、甲社は当期からの継続適用を条件とする為替相場を適用するものとし、下記の帳簿価額は取引日のその為替相場による円換算額である。

種 類	金 額	期末帳簿価額
普通預金	120,000 AUD	9,486,000円
X 社株式	300,000 AUD	23,289,000円

- (2) 外貨建資産等の換算に必要な為替相場は次のとおりである。
- なお、いずれも一通貨当たりの円相場であり、公表仲値(TTM)はTTSとTTBの中間の相場である。

日 付	通 貨 名	略称	TTS	TTB	TTM
令和4年5月20日	オーストラリア・ドル	AUD	81.63	77.63	79.63
令和5年3月31日	オーストラリア・ドル	AUD	79.67	75.67	77.67

- (3) 上記(1)の X 社株式は、令和 4 年 5 月20日に、甲社が外国法人 X 社の発行済株式総数のうち50%を取得し、令和 5 年 2 月28日に次の剰余金の配当を収受した。

法人名	配当等の額	計 算 期 間	源泉外国税額
X 社	1,905,500円	2022年1月1日 ～2022年12月31日	95,275円

(注 1) 甲社は X 社の所在地で課された源泉外国税額控除後の手取額を収益計上している。なお、源泉税額は X 社の所在地で課された外国税額である。

(注 2) 剰余金の配当は X 社において損金の額に算入されるものである。

(注 3) 甲社は国外に事業所等を有していない。

●合格情報補助問題

【資料】

- (1) 当社の当期末における株主グループの状況は次のとおりである。

(単位：%)

氏名等	役職	所有割合	備考
Z	代表取締役社長	30	本人
Y	専務取締役	12	Z の友人
X	取締役	5	Y の妻 (注 1)
W	取締役経理部長	6	Y と X の長男 (注 2)
V	監査役	1	X の友人
その他		46	全て個人株主で所有割合は 1% 未満である。

(注 1) 役職について、下記 (注 5) を参照すること。

(注 2) W は常時使用人職務に従事している。

〔第二問〕

【資料 6】

当社が当期において、損金経理により寄附金に計上した金額の内訳は次のとおりである。なお、証明書類の保存は適正に行われている。

支出年月日	寄附先	寄附金額	備考
平成 4 年 5 月 8 日	社会福祉法人 P	300,000 円	(注 1)
平成 4 年 6 月 10 日	宗教法人 Q 神社	800,000 円	(注 2)
平成 4 年 9 月 2 日	外国法人 R 社	1,000,000 円	(注 3)
平成 4 年 11 月 15 日	株式会社 S 新聞社	200,000 円	(注 4)
平成 4 年 12 月 18 日	T 県立 U 高等学校	100,000 円	(注 5)

- (注 1) 社会福祉法人 P の主たる目的である業務に関連する寄附金であり、また、出資に関する業務に充てられることが明らかなものではない。
- (注 2) 祭礼の寄贈金として支出したものである。
- (注 3) 当社が発行済株式等の 52% を所有する外国法人であり、資金繰り支援として金銭を贈与したものである。
- (注 4) 海外で発生した震災に際して募集が行われた被災者のための義援金であり、最終的に日本赤十字社に対して拠出されることが募金趣意書において明らかにされている。
- (注 5) 体育施設の環境整備支援事業のために支出されたものであり、その支出額は T 県に帰属することが明らかものである。なお、当該支出は、法人税法第 34 条に規定する役員給与に該当するものではない。

●全国公開模試〔第二問〕問 1

- (3) 【資料 1】及び次の【資料 3】に基づき、当社の当期における寄附金の損金不算入額及びその計算過程を記載しなさい。

【資料 3】

- ① 当期に金銭により支出し、費用に計上した寄附金の額は次のとおりである。

金額	備考
10,000,000 円	日本赤十字社に対するもので、このうち 5,000,000 円は災害義援金のうち、最終的に義援金配分委員会に対して拠出されるものであり、残額は財務大臣の承認を受けたものである。
1,000,000 円	台風の影響を受けた地域の住民のために緊急で行った、当社製品の提供に係るものである。
550,000 円	令和 5 年 1 月に A 社に対して行ったものである。
300,000 円	赤い羽根共同募金に対するものである。
1,500,000 円	日本学生支援機構に対するもので、このうち 1,000,000 円は学費の貸与に充てられるものであり、残額は経常経費に充てられるものである。
250,000 円	社会福祉法人に対するものである。
600,000 円	日本商工会議所に対するものである。
450,000 円	宗教法人に対するものである。

- ② 寄附金の損金不算入額の計算において使用する当期の別表 4 仮計の金額は 49,820,000 円である。